

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
省令の一部を改正する省令要旨

- 1 電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等について、当該電子情報処理組織の利用の際に特定認証（法人共通認証基盤を利用して行われる法人の申請等が当該法人に係るものであることの認証のうち国税庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を受ける場合には、識別符号及び暗証符号の入力並びに電子署名等を要しない。（第五条関係）
- 2 申請等において氏名等を明らかにする措置の範囲に、電子情報処理組織の利用の際に特定認証を受けて、申請等を行うことを加える。（第六条関係）
- 3 特定納付手続以外の納付手続について、その納付手続を行う場合において、電子情報処理組織の利用の際に特定認証を受ける場合に該当するときは、識別符号及び暗証符号の入力を要しない。（第八条関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行う。
- 5 この省令は、令和九年九月一日から施行する。（附則第一項関係）